

登記年月日：平成7年3月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(新潟地方法務局新津支局管轄)
令和4年8月19日 新潟地方法務局

登記官

三原俊夫



各階平面図

130

家屋番号

233番1

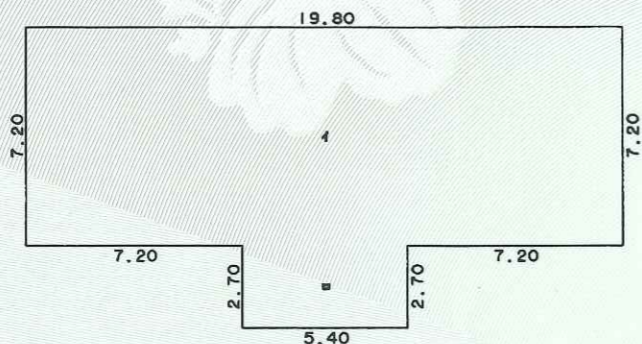
建物図面

建物の所在

新潟市
西蒲原郡月潟村大字西萱場字筒中際233番地1

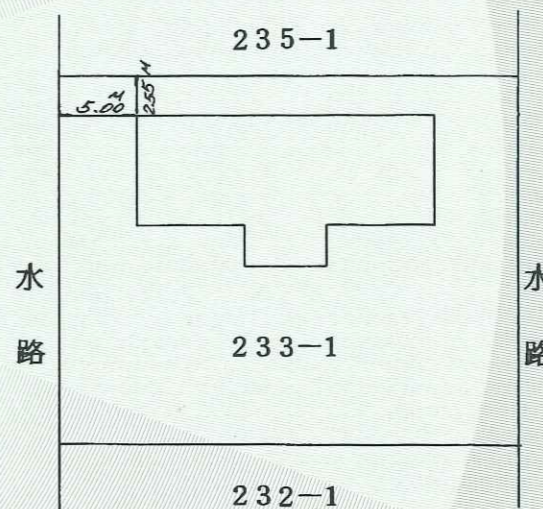
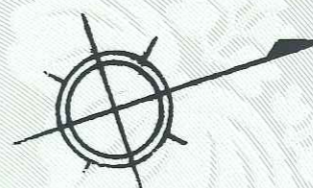
平成19年4月1日区制施行により、
「新潟市南区」に変更

各階同型



求積表

1	7.20	X	19.80	=	142.5600
□	2.70	X	5.40	=	14.5800
合計					157.1400
床面積					157.14 m ²



作製者	白根市大字白根1338番地4 土地家屋調査士 海津 梅三 (平成7年3月6日作製)	縮尺	1/250	申請人	公立学校共済組合新潟支部 支部長 本間栄三郎	縮尺	1/500
-----	---	----	-------	-----	---------------------------	----	-------

新潟県土地家屋調査士会

12873

昭和・平成7年3月17日登記

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成17年4月11日	不動産番号	1113000757561
所在図番号	余白			
所在	西蒲原郡月潟村大字西萱場字筒中際 233番地1			余白
	新潟市西萱場字筒中際 233番地1			平成17年3月21日行政区画変更 平成17年3月22日登記
	新潟市南区西萱場字筒中際 233番地1			平成19年4月1日区制施行 平成19年8月14日登記
家屋番号	233番1			余白
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造セメント瓦葺2階建	1階	157.14	平成7年2月28日新築
		2階	157.14	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年4月11日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成7年3月29日 第1894号	所有者 東京都新宿区南元町23番地 公立学校共済組合 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成24年6月28日 第9033号	原因 平成13年1月9日事務所移転 事務所 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5 代位者 新潟市 代位原因 平成24年6月1日売買の所有権移転登記請求権
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年4月11日
2	所有権移転	平成24年6月28日 第9034号	原因 平成24年6月1日売買 所有者 新潟市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年8月2日
新潟県新潟市南区西萱場 233-1
新潟地方支局

登記官

山本 茂

